

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和2年度第1回水戸市都市景観審議会（書面開催）

※ 新型コロナウイルスの感染防止を図るため、書面開催とした。

2 開催日時

令和2年5月14日（木）から令和2年5月27日（水）（意見聴取期間）

3 開催場所

書面開催

4 出席した者の氏名（※委員については、意見書の提出をもって出席とみなす。）

- (1) 委 員 大澤 義明, 山本 早里, 小坪 のり子, 安藏 栄, 川島 宏一,
篠根 玲子, 黒澤 輝子, 阿久津 和次, 三上 靖彦, 谷田部 亘
- (2) 執行機関 柴崎 美博, 権瓶 厚, 中村 良太, 秋葉 由佳

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 屋外広告物の特例の許可（許可期間の更新）についての意見聴取【公開】

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人（書面開催により）

8 会議資料の名称

- ・水戸市屋外広告物条例に基づく特例許可（許可期間の更新）について
- ・関係法令抜粋（資料1）
- ・事業箇所詳細図（資料2）
- ・M-ART 水戸駅前壁画プロジェクト企画書（参考資料）

9 発言の内容

書面により意見を聴取した。以下概要。

- ・駅前に良好な景観を提供している。本事業は建物建設までの過渡期の未利用地活用の先駆的な好例といえる。
- ・水戸を訪れる人の目を楽しませるといふ事業目的を達成していると思われ、今後の効果も期待している。再開発事業後も、壁画アートが存在したことを何らかの形で伝えられれば良いと思う。
- ・駅前に華やかさ、楽しさを創出し、壁画アート表示の効果がでていられると思われる。
- ・許可期間は、再開発事業の進捗を踏まえた期間とすべきである。
- ・許可期間中は、その管理に関し、市が適切に指導すべきである。